

四日市市告示第407号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取消したので、公告する。

その関係図書は、四日市市都市整備部建築指導課に備え縦覧に供する。

令和5年5月29日

四日市市長 森 智広

- 1 指定番号  
第5-道-7号
- 2 取消しする指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定取消しの年月日  
令和5年5月29日
- 4 取消しする指定道路の位置  
四日市市大井手三丁目257-1
- 5 取消しする指定道路の延長及び幅員  
延長 33.33メートル  
幅員 4.8メートル

(都市整備部建築指導課)